

大仙市特定建設工事共同企業体工事請負実施要綱

平成 17 年 3 月 22 日

訓令第 83 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、大仙市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体)

第 2 条 市は、大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際し、技術力等を結集して工事の安定的施工を確保するため、工事ごとに結成される共同企業体に発注するものとする。

(共同企業体の運営形態)

第 3 条 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

(対象工事)

第 4 条 共同企業体に発注することのできる工事(以下「対象工事」という。)は、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事とし、対象金額はその都度市長が定めるものとする。

(構成員数)

第 5 条 共同企業体の構成員数は、2 社又は 3 社とする。

(構成員の組合せ)

第 6 条 共同企業体は、大仙市の等級格付名簿において A 等級に格付された業者による組合せとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事の規模、性格等に照らし市長が必要と認めるときは、大仙市内に営業所を有しない業者(以下「市外業者」という。)であって前項に掲げる業者以上の施工能力を有するものとの組合せとすることができる。

(構成員の資格)

第 7 条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 当該工事の種類に対応する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項第 1 号の許可を有しての営業年数が 3 年以上であること。
- (2) 建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業の許可を有していること。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (4) 全ての構成員が、第 1 号の許可に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。

(5) 大仙市建設工事入札参加者指名停止基準第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。

(出資比率)

第8条 各構成員の出資比率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同企業体の構成員数が2社の場合 30パーセント以上
- (2) 共同企業体の構成員数が3社の場合 20パーセント以上

(代表者要件)

第9条 共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大とする。

2 前項の施工能力は、経営事項審査における総合評定値により判断するものとする。ただし、構成員の評定値の差が、構成員中最も高い評定値の10分の1の割合を超えない場合は、構成員の申出によりいずれかの構成員を代表者とすることができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、共同企業体の構成員に、主たる営業所から入札・契約等の権限を委任されている者(以下「受任者」という。)が含まれる場合にあっては、その受任者と他の構成員との施工能力の比較は総合評定値によらず、出資比率のみをもって判断するものとする。

(共同企業体及び構成員の資格)

第10条 市長は、工事ごとに、この訓令に定める共同企業体及び構成員の資格に関する事項以外の事項を定めることができる。

(結成方法)

第11条 共同企業体の結成の方法は、自主結成とする。

(入札公告等)

第12条 市長は、共同企業体の結成を入札の参加要件とするときは、その旨及び構成員の要件等に関する事項その他入札に関する事項を明示して公告するものとする。

(資格申請)

第13条 入札に参加しようとする共同企業体は、公告で指定する期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書(様式第1号)
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) その他必要とされる書類

2 前項の書類の提出があったときは、契約検査課において速やかに審査を行い、特定建設工事共同企業体結成名簿(様式第4号)により大仙市入札契約資格等審査委員会に諮

り、適格な共同企業体を有資格者として認定するものとする。

(存続期間)

第14条 共同企業体の存続期間は、大仙市が契約を締結した共同企業体(以下「契約企業体」という。)を除き、当該契約が締結された時点をもって終了するものとする。

2 契約企業体の存続期間は、当該契約に係る対象工事が完成した日から起算して3箇月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても当該工事につき瑕疵がある場合は、各構成員が連帯してその責任を負うものとする。

(共同企業体編成表)

第15条 契約企業体は、請負契約締結後速やかに特定建設工事共同企業体編成表(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の大曲市特定建設工事共同企業体工事請負実施要綱(平成13年大曲市訓令第17号)、西仙北町建設工事に係る共同企業体工事請負実施要綱(平成5年西仙北町要綱第5号)、建設工事に係る共同企業体工事請負実施要綱(昭和63年中仙町訓令第8号)、協和町建設工事に係る共同企業体工事請負実施要綱(協和町制定)又は太田町建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成14年太田町訓令第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年2月9日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月1日訓令第25号)

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第 号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日訓令第 号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 20 日訓令第 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 20 日から施行する。

様式第 1 号(第 13 条関係)

特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

大仙市長 様

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体

代表者 所在地
商号
代表者 印

構成員 所在地
商号
代表者 印

構成員 所在地
商号
代表者 印

このたび、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、上記のとおり共同企業体を結成したので、大仙市が発注する 工事 の入札に参加したく、別添指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

また、貴発注に係る当該工事について、 年 月 日から解散するまでの間、次の権限を当共同企業体代表者に委任します。この場合の使用印は次のとおりです。

委 任 事 項

- 1 工事の施工に関し、当企業体を代表して大仙市と折衝する権限
- 2 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- 3 工事請負代金及び前払金の請求並びに受領に関する一切の権限
- 4 その他工事の施工に関し、諸届及び諸報告の提出に関する一切の権限

使用印

様式第 2 号(第 13 条関係)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第 1 条 当企業体は、次の工事を共同連帯して施工することを目的とする。

- (1) 大仙市発注に係る 建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を
含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 当企業体は、 特定建設工事共同企業体 と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体の事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3
箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2

建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定に
かかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

所在地

商 号

代表者

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して大仙市と折衝
する権限並びに自己の名義をもって入札書及び見積内訳明細書の提出する権限並びに請

負代金(前払金及び部分払金を含む。)を請求及び受領する権限並びに当該団体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について、大仙市と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

代表者会社名	%
構成員会社名	%
構成員会社名	%

2 金銭以外の出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の施工に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融期間)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は _____ とし、代表者の名義により設けられた預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、大仙市及び構成員全員の承認がなければ当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において脱退したものがあある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。この場合において、残存構成員の出資の割合は、脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 3 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第4項までの規定を準用するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり 特定建設
工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に
構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地
商号
代表者 印

所在地
商号
代表者 印

所在地
商号
代表者 印

様式第 3 号(第 13 条関係)

誓 約 書

年 月 日付けで公告のありました 工事
の入札にあたっては、大仙市財務規則及び関係法令を遵守の上、疑惑を持たれる
ような一切の行為をしないことを誓約致します。

年 月 日

大仙市長 様

誓約者 特定建設工事共同企業体

代表者 所在地
商号
代表者 印

(様式第 4 号)

特定建設工事共同企業体 結成名簿

工事名

共同企業体名	代 表 者	構 成 員	出資比率	総合評定値
			%	点
			%	点
			%	点
			%	点
			%	点
			%	点
			%	点
			%	点
			%	点

(様式第5号)

特定建設工事共同企業体 編成表

